

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
投資事業有限責任組合の名称	1			円
当期積立額				4
積立限度額	2	平	・	・
積立限度額の計算				6
積立限度超過額	3		・	・
			・	・
				7

別表十二(二) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第68条の43の2第1項」※1又は「平成31年旧措置法第68条の43の2第5項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10525」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額(「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合